

# 杉並区就学前教育振興指針

—豊かな人間性と生きる力の基礎を育むために—



杉並区・杉並区教育委員会

## 「杉並区就学前教育振興指針」の策定にあたって

区は平成24年3月、10年後を見据えた区政運営の指針となる「杉並区基本構想（10年ビジョン）」を策定しました。新たな基本構想では、戦略的・重点的な取組みの一つとして、「子どもの成長と学びへの切れ目のない支援」を掲げています。これを受けて、杉並区教育委員会は、「杉並区教育ビジョン2012」を同時期に策定し、学びの連続性やつながりを重視する視点から、就学前教育の一層の充実に取り組むこととしました。

乳幼児期における教育は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要なものであり、こうした就学前教育は、家庭教育を基盤としつつ、地域や幼稚園・保育園など、小学校就学前の乳幼児が生活するすべての場面で行われるものです。

本指針は、これらの状況を踏まえ、区が、家庭、地域、乳幼児育成施設との連携・協力のもと、就学前教育の振興を図るための拠り所として策定したものです。今後とも、次代を担うすべての乳幼児の健やかな成長と学びを共に支えていくため、指針に基づく取組みを着実に進めてまいります。

平成24年11月

杉並区・杉並区教育委員会

# 目 次

I	指針策定の背景・趣旨	1
II	指針の位置づけ・期間	2
III	杉並区の就学前教育をめぐる状況	3
IV	杉並区の目指す「就学前の子どもの姿」	5
V	「就学前の子どもの姿」を実現するための目標と取組み方針	7
	1 目標	
	2 取組み方針	
	（1）家庭における教育力の向上のために	
	（2）地域における教育力の向上のために	
	（3）乳幼児育成施設における就学前教育の充実のために	
VI	就学前教育の振興に向けて	15

## 用語の定義について

「杉並区就学前教育振興指針」において使用する用語の定義については、次のとおりとします。

- **乳幼児期**……生後から小学校就学前までのこと
- **幼児教育**……幼稚園教育要領<sup>\*1</sup>及び保育所保育指針<sup>\*2</sup>に則した3歳児から5歳児までの教育・保育のこと
- **就学前教育**……生後から小学校就学前までの家庭、地域、乳幼児育成施設における教育・保育を総称したもの
- **乳幼児育成施設**…公立・私立を問わず、幼稚園、保育園などの乳幼児期における教育・保育を行う施設のこと（グループ保育室<sup>\*3</sup>、家庭福祉員<sup>\*4</sup>による保育を含む）
- **幼保小連携**……子どもの発達段階に応じた成長と学びを確保するため、幼稚園、保育園などの乳幼児育成施設と小学校が相互に連携を図る取組みのこと

※1 **幼稚園教育要領**…学校教育法施行規則に基づき、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が公示するもの

※2 **保育所保育指針**…児童福祉施設最低基準に基づき、保育所における保育の内容に関する事項及びこれに関連する運営に関する事項を定めるもの

※3 **グループ保育室**…地域の人材活用と協働を推進する観点から実施する、区民の保育者グループに運営を委託する乳幼児の保育事業

※4 **家庭福祉員**…保護者の就労等により、昼間家庭で保育することのできない子どもを預かり、家庭的な雰囲気大切にしながら保育する一定の資格を持ち区長の認定を受けた者

## I 指針策定の背景・趣旨

- 乳幼児期は、心情や意欲、基本的な生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて大切な時期です。そして、乳幼児期の教育・保育（就学前教育）は、その後の学校教育における生活や学習の基盤を整える重要な役割も担っています。
- 国は、平成18年12月に教育基本法を改正し、家庭教育及び幼児教育に関する規定を盛り込むとともに、家庭・学校・地域の三者が連携・協力して子どもの教育にあたる視点を明確化しました。平成20年3月には、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改訂が行われ、幼児教育の指針としての両者の整合性がより一層確保されています。また、現在、国においては、いわゆる「子ども・子育て関連3法」<sup>※1</sup>の成立を受けて、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援の総合的な推進に取り組んでいるところであり、次代を担う子どもに対する就学前教育の重要性がますます高まってきているといえます。
- 平成23年度に区が実施した区民意向調査においても、回答いただいた区民の約90%が、就学前教育の大切さを感じているという結果が得られています。また、同調査の中で、就学前教育を振興する上で必要なこととして、家庭の教育力の向上や乳幼児育成施設での教育・保育の充実が上位となっています。
- こうした中で、区は、本年3月に策定した「杉並区基本構想(10年ビジョン)」<sup>※2</sup>において、これまでの子ども・教育施策に関する取組みを踏まえ、「子どもの成長と学びへの切れ目のない支援」を戦略的・重点的な取組みの一つに掲げました。そして、同時期に

---

※1 「子ども・子育て関連3法」…「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。平成24年8月10日成立。8月22日公布。すべての子どもの良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援関連の制度、財源を一元化して、学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援の充実を図るもの

※2 「杉並区基本構想(10年ビジョン)」…区民と区が共有し、力をあわせてこれからの杉並区を築いていくための指針で、区政運営のすべての基本となるもの。平成24年3月、区議会の議決を経て策定。10年後の目指すべき将来像は、「支えあい共につくる 安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並」

策定した「杉並区教育ビジョン2012」<sup>※1</sup>において就学前教育の充実に取り組む考えを明らかにしており、これをいかに杉並区全体で着実に推進していくのが大きな課題となっています。

- 就学前教育は、家庭教育を基盤としつつ、地域、そして幼稚園や保育園など小学校就学前の乳幼児が生活するすべての場面で行われるものです。そのため、家庭や地域、乳幼児育成施設が、必要な連携・協力を図りながら、それぞれのもつ教育機能をしっかりと果たしていくことが重要となります。
- 本指針は、こうした観点から、区が、区内の家庭、地域、乳幼児育成施設と連携・協力して就学前教育の振興を図り、杉並区の次代を担うすべての乳幼児の健やかな育成を図るための拠り所として策定するものです。

## II 指針の位置づけ・期間

- 本指針は、「杉並区基本構想（10年ビジョン）」及び「杉並区教育ビジョン2012」を踏まえ、杉並区における就学前教育振興の総合的な指針として策定します。
- 本指針に掲げた取組み方針については、「杉並区総合計画・実行計画」<sup>※2</sup>及び「杉並区教育ビジョン2012推進計画」<sup>※3</sup>をはじめとする各種行政計画並びに毎年度の予算に基づき、その具体化を図っていきます。
- 本指針の期間設定については、「杉並区基本構想(10年ビジョン)」及び「杉並区教育ビジョン2012」との整合を考慮して、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

---

※1 「杉並区教育ビジョン2012」…平成24年度から平成33年度までの10年間を見据えた杉並区の教育施策の基本計画。教育委員会が平成24年3月に策定。今後10年間を見据えた杉並の目指す教育は、「共に学び共に支え共に創る杉並の教育」

※2 「杉並区総合計画・実行計画」…「総合計画」は、基本構想が掲げる5つの目標に沿った施策と10年後の目標、そしてそれを達成するための主な取組みを明らかにしたもの。「実行計画」は、総合計画に掲げた施策を推進するための財政の裏付けを持った平成24年度から26年度までの3年計画

※3 「杉並区教育ビジョン2012推進計画」…「杉並区教育ビジョン2012」が目指す教育の実現に向け、具体的な事業を体系的にまとめたもの

### Ⅲ 杉並区の就学前教育をめぐる状況

- 乳幼児期は、知・徳・体<sup>\*1</sup>の面や人間関係の面で急速に成長する時期です。こうした子どもの生活は家庭が基盤であり、家族との信頼関係を確立することが乳幼児期の成長と学びの第一歩となることから、家庭が乳幼児に与える影響は極めて大きいといえます。しかし、近年では、保護者の就労形態の多様化や核家族化の進行等により、家族のふれあいの時間や人生経験豊かな祖父母等から学ぶ機会が減少しており、子育ての不安や悩みを抱える保護者の増加に伴う家庭の教育力の低下が指摘されています。また、子育ての不安やストレスなどによる子どもへの虐待は、社会全体の深刻な問題となっています。
- IT化の進展に伴うパソコンやゲーム機等の普及により、かつてのように戸外で元気に遊ぶ子どもの姿を目にすることが少なくなりました。また、地域における人と人とのつながりが希薄化しており、地域の中で多くの人と関わる機会が少ない子どもや生活のリズムが乱れがちな子どもが増える傾向にあります。
- 現在、区内の0歳児から5歳児までの乳幼児は、幼稚園に全体数の約30%、保育園に同じく約30%が就園しており、残る約40%は在宅等という状況になっています。このうち、0歳児から2歳児までに限って見ると、在宅等の割合が約70%と高くなっていますが、近年では、保育園等の乳幼児育成施設への入所希望が増えてきています。一方、3歳児から5歳児までの子どもの90%以上は乳幼児育成施設に通っています。これらの公立・私立の乳幼児育成施設では、この時期の重要性を踏まえ、家庭だけでは経験できない日々の集団生活等を通して、子どもの成長と学びを促しています。
- 乳幼児育成施設の中には、私立による認定こども園<sup>\*2</sup>や区立子供園<sup>\*3</sup>として、保護者

---

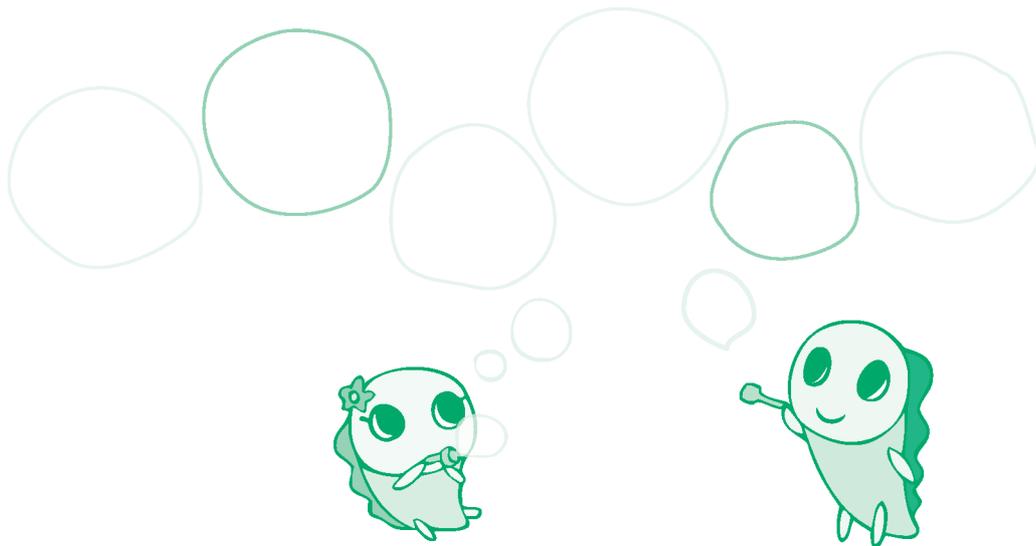
※1 **知・徳・体**…確かな学力（基礎的な知識・技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力）、豊かな人間性（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など）、健康・体力（たくましく生きるための健康や体力）のこと

※2 **認定こども園**…保護者が働いている、いないに関わらず就学前の子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能、すべての家庭を対象に子育て相談や親子のつどいの場の提供などの子育て支援を行う機能の両方を備える幼稚園、保育所等を、都道府県知事が「認定こども園」として認定した施設

※3 **区立子供園**…保護者の就労形態に関わらず3歳～5歳児の幼児を受け入れ教育及び保育を一体的に行う、区独自の幼保一体化施設

の就労形態に関わらず子どもを受け入れ、心身の発達段階に応じて就学前の教育・保育を一体的に実施する幼保一体化の取組みを行っている施設もあります。平成23年度の区民意向調査においては、こうした幼保一体化の取組みは重要だとする回答が約66%となっており、今後とも、国の動向等を見据えながら、各々の乳幼児育成施設の実態等に応じて幼保一体化の推進を図っていく必要があります。

- 就学前の子どもたちは、やがて大きな期待や希望を胸に小学校へ入学していきます。しかし、その中には、人とかかわりが上手くできずに小学校生活になじめなかったり、基本的な生活習慣が身につけていない、人の話をきちんと聞くことができないなどの実態が少なからず見受けられます。
- これらの状況から、区内のすべての家庭、地域、乳幼児育成施設が、子どもの発達や学びの連続性を考慮しつつ、概ね小学校就学前の段階までに身につけてほしいこと等の共有を図るとともに、一層の連携・協力を努めながら杉並区全体で次代を担うすべての乳幼児の健やかな育成に取り組むことが重要です。



## IV 杉並区の目指す「就学前の子どもの姿」

区は、家庭、地域、乳幼児育成施設との連携・協力のもと、すべての就学前の子どもに対し、豊かな人間性<sup>\*1</sup>と生きる力<sup>\*2</sup>の基礎を育む就学前教育の振興を図ることを通して、次に掲げる「就学前の子どもの姿」の実現を目指していきます。

この「就学前の子どもの姿」は、杉並区の就学前教育をめぐる状況を認識した上で、「杉並区教育ビジョン2012」が目指す人間像を実現するための5つの育みたい力<sup>\*3</sup>を踏まえ、幼稚園教育要領及び保育所保育指針に示された就学前教育に必要とされる5領域<sup>\*4</sup>の考え方等を考慮し、概ね小学校就学前の段階における目指す姿として大きく5つにまとめています。また、それぞれの姿がイメージしやすいように例を示しています。

### ○ 基本的な生活習慣を身につけている子ども

日常のあいさつを行い、食事前の手洗い・うがいなど健康に必要な習慣を身につけ、自分でできることは自分でしようとしています。

### ○ 豊かで強い心と健やかでたくましい体をもつ子ども

元氣よく遊び、よく食べよく眠り、自然やものごとに感動したり、関心をもって何でもやってみようとしています。

### ○ しっかりと話を聞き、進んで話をする子ども

先生や友だちの話を聞いたり、自分の思ったことを相手に伝えたりして、相手の気持ちを感じ取ろうとしています。

- 
- ※1 **豊かな人間性**…自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などのことで、子どもたちが身につけるべき「生きる力」の核
  - ※2 **生きる力**…自分で課題を見つけ、自ら学び自ら考える力、正義感や倫理観等の豊かな人間性、健康や体力のこと。「生きる力」を育むことが学習指導要領の理念
  - ※3 **5つの育みたい力**…1.自分の持ち味を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力 2.変化の時代をとらえ、たくましく生きる心と体の力 3.豊かな感性をもち、感動を分かちあう力 4.他者の存在を認め、多様な関係を結ぶ力 5.持続可能な社会を目指し、次代を共に支えていく力
  - ※4 **5領域**…1.心身の健康に関する領域「健康」 2.人とのかかわりに関する領域「人間関係」 3.身近な環境とのかかわりに関する領域「環境」 4.言葉の獲得に関する領域「言葉」 5.感性と表現に関する領域「表現」

## ○ 自分で考え行動し、きまりや約束を守る子ども

良いことや悪いことがあることに気付き、考えながら行動したり、きまりや約束を守ろうとしたり、自分のものや友だちのものを大切にしようとしています。

## ○ やさしさや思いやりの心もち、友だちと協同して遊ぶ子ども

友だちへの思いやりや生命をいつくしむ気持ちもち、友だちと協力したり、工夫したりして遊ぼうとしています。

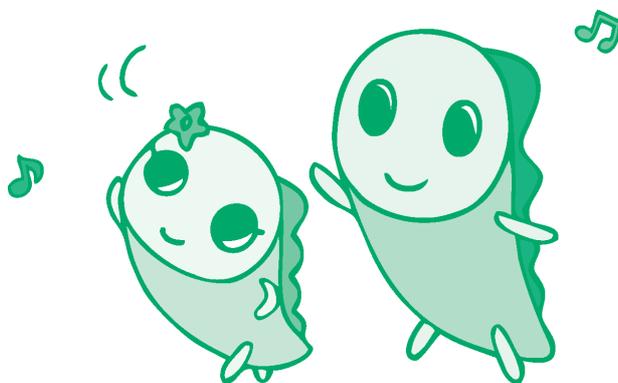


## V 「就学前の子どもの姿」を実現するための目標と取組み方針

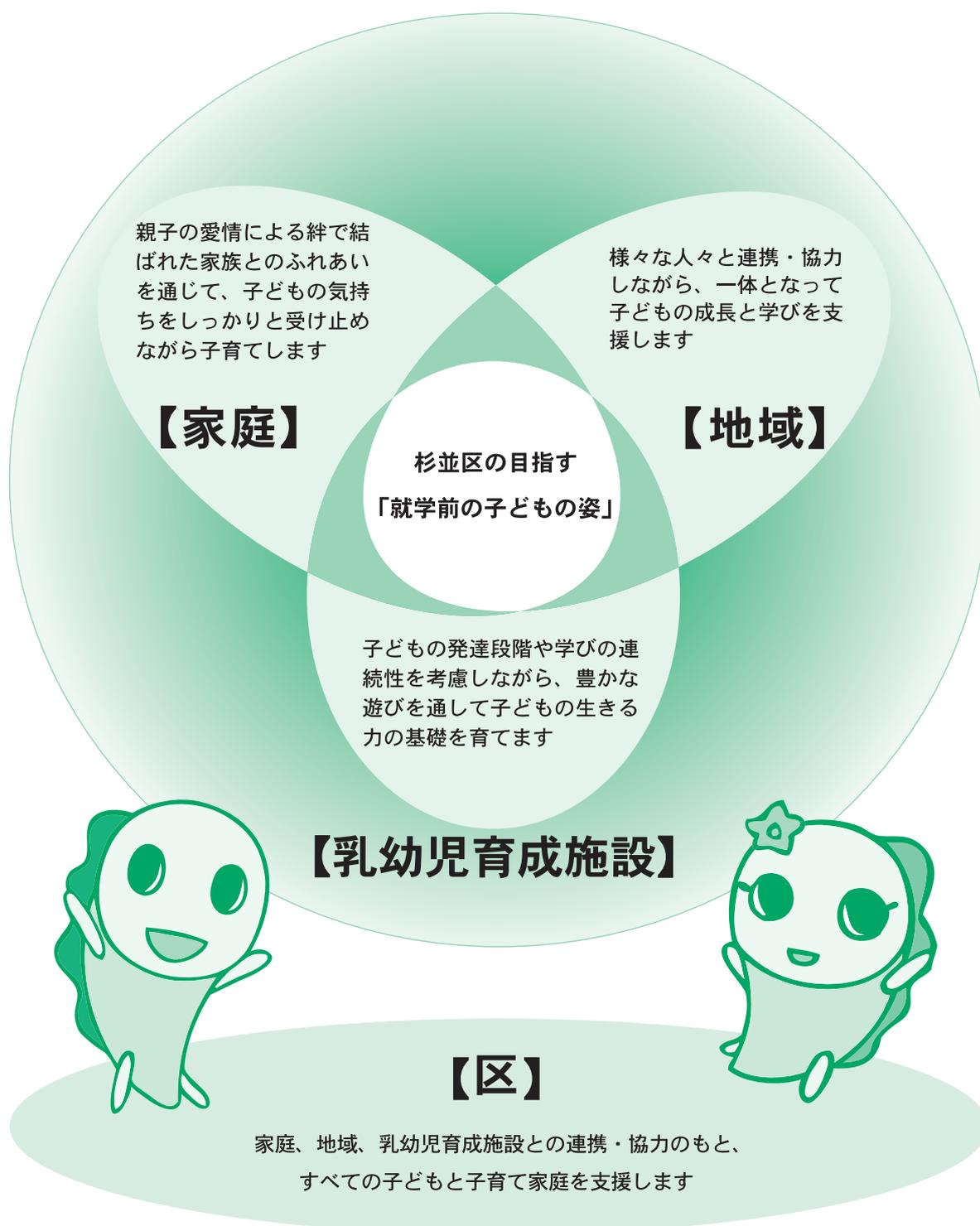
区は、「就学前の子どもの姿」の実現を目指し、家庭、地域、乳幼児育成施設が連携・協力しつつ、次の目標と方針に基づく取組みを進めます。

### 1 目標

- 家庭は、親子の愛情による絆で結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもの気持ちをしっかりと受け止めながら子育てします
- 地域は、様々な人々と連携・協力しながら、一体となって子どもの成長と学びを支援します
- 乳幼児育成施設は、子どもの発達段階や学びの連続性を考慮しながら、豊かな遊びを通して子どもの生きる力の基礎を育てます
- 区は、家庭、地域、乳幼児育成施設との連携・協力のもと、すべての子どもと子育て家庭を支援します



# 「就学前の子どもの姿」を実現するための目標



## 2 取組み方針

### (1) 家庭における教育力の向上のために

#### ① 家庭教育への支援

保護者と子どもが共に育つ観点から、保護者が家庭教育について学習する機会や自分の子ども以外の子どもとふれあう場、保護者同士が交流し学びあえる場を拡充することなどを通して、保護者自身の学びとつながりづくりを支援します。

##### 【主な取組み】

- ・乳幼児親子のつどいの場<sup>\*1</sup>の充実
- ・家庭教育講座<sup>\*2</sup>の実施
- ・子育てサイト<sup>\*3</sup>の充実
- ・父親の家事・育児講座の実施
- ・区立図書館による子育て支援事業(ブックスタート<sup>\*4</sup>、あかちゃんタイム<sup>\*5</sup>)の実施

#### ② 子育て相談体制の充実

保護者の子育て不安や悩みに適切に対応するため、妊娠届出や出産育児準備教室、乳児家庭全戸訪問、乳幼児健康診査等の機会を活用し、母子保健や育児全般に関する相談体制を充実します。また、子どもへの虐待の未然防止の取組みを強化するとともに、虐待を受けた子どもへの対応を迅速かつ的確に行えるよう、子ども家庭支援センター<sup>\*6</sup>の機能強化を図るとともに、関係機関との連携・協力による相談・支援体制を充実します。

- 
- ※1 **つどいの場**…乳幼児の親子がいつでも安心してつどい交流したり、育児などの相談ができる場
  - ※2 **家庭教育講座**…子どもに関わる大人が自ら学びの場をつくり、子どもの成長について理解を深めたり、子どもを育てる中で抱えている課題を共有し、解決していくことが目的の講座
  - ※3 **子育てサイト**…行政だけでなく民間のサービス、地域の情報を含めた子育て情報を、必要な人が手軽に入手できるような区独自のポータルサイト
  - ※4 **ブックスタート**…保護者にとって子育てがより楽しいものとなることを願い、赤ちゃん絵本と読み聞かせのカードをプレゼントする事業
  - ※5 **あかちゃんタイム**…小さな子どもとその保護者が気兼ねなく図書館を利用し、地域のボランティアや図書館職員とともに、図書館で楽しく過ごしてもらう時間
  - ※6 **子ども家庭支援センター**…子どもと家庭に関する総合相談、児童虐待への対応、子育て支援サービスの提供、ひとり親家庭への支援サービスの提供等を行っている施設

### 【主な取組み】

- ・ 出産育児準備教室（母親学級<sup>※1</sup>、パパママ学級<sup>※2</sup>）の充実
- ・ すこやか赤ちゃん訪問事業<sup>※3</sup>の実施
- ・ 育児相談・講習会の充実

## ③ 一時預かり保育の充実

乳幼児を抱える保護者が通院などの用事やリフレッシュしたいときに、身近な場所で短時間保育を行う一時預かり保育を充実し、ゆとりある子育てができるよう支援します。

### 【主な取組み】

- ・ ひととき保育<sup>※4</sup>等一時預かりの充実
- ・ 緊急一時保育<sup>※5</sup>の実施
- ・ ファミリー・サポート・センター<sup>※6</sup>事業の充実
- ・ 子どもショートステイ<sup>※7</sup>事業の充実

## ④ 特別な支援を必要とする子どもへの支援推進

乳幼児健康診査<sup>※8</sup>や専門医等による相談、こども発達センター<sup>※9</sup>による療育の充実を図ることなどを通して、発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもの成長と学びへの支援を推進します。

- ※1 **母親学級**…妊娠から産後の健康生活及び育児に関する実際上の知識が習得できるよう、主に初妊婦を対象に開催する教室
- ※2 **パパママ学級**…赤ちゃんのいる生活をイメージし、両親で協力して育児を行うきっかけをつくることを目的とした講座
- ※3 **すこやか赤ちゃん訪問事業**…赤ちゃんが生まれたすべての家庭を生後4か月までに訪問し、赤ちゃんの発育状態や母親の心身の健康状態についての相談・指導を行うとともに、地域の子育て情報を提供する事業
- ※4 **ひととき保育**…通院、買い物、美容院、育児疲れ解消など、保護者がほっとできる時間が作れるように、子どもを短時間保育する場
- ※5 **緊急一時保育**…保護者又は家族の疾病、出産等の理由により、緊急に保育を必要とする子どもを、区立保育園において一時的に一定期間保育する制度
- ※6 **ファミリー・サポート・センター**…地域の子育ての援助を必要とする人（利用会員）と援助ができる人（協力会員）の相互援助を目的とする会員組織
- ※7 **子どもショートステイ**…保護者が、病気、出産などで一時的に子ども（0歳～12歳）を養育できない時に、宿泊で区内の児童養護施設・乳児院で預かるサービス
- ※8 **乳幼児健康診査**…乳幼児の病気や身体発育・精神発達の問題等の早期対応を図るとともに、保護者の育児不安を軽減できるように実施するもの
- ※9 **こども発達センター**…心身に障害のある児童の自立のために必要な相談、指導及び訓練を行うことにより、心身障害児の福祉の向上を図るため設置する行政機関

### 【主な取組み】

- ・乳幼児健康診査の充実
- ・保護者の相談事業（こころの相談<sup>※1</sup>、グループカウンセリング<sup>※2</sup>、子育て相談サロン<sup>※3</sup>）の充実
- ・ゆうライン<sup>※4</sup>相談等の充実
- ・発達相談<sup>※5</sup>、グループ指導の充実

## （2）地域における教育力の向上のために

### ① 地域における子育て・教育支援のネットワークづくりの支援

中学校を中心とした区域単位で組織している地域教育連絡協議会<sup>※6</sup>の成果を発展的に継承した地域教育推進協議会<sup>※7</sup>をモデル設置するなど、乳幼児を含む子どもの子育て・教育を支援するため、地域の多様な主体が連携・協力しながら自主的に取り組むネットワークづくりを支援します。

### 【主な取組み】

- ・地域教育推進協議会のモデル設置
- ・家庭教育フォーラム<sup>※8</sup>の開催
- ・地域子育てネットワーク事業<sup>※9</sup>（区民・NPO等の自主的活動支援とネットワークづくり）の実施

- ※1 **こころの相談**…子育てに伴う悩みや産後のうつ状態等、保護者の精神的な問題について実施する精神科医師や臨床心理士等による相談
- ※2 **グループカウンセリング**…育児不安が強い母親や、実際に虐待をして悩んでいる母親が集い、専門家の助言を受けながら、自分のことを語る事業
- ※3 **子育て相談サロン**…子育てに不安や悩みのある母親が相談を兼ねて親子で過ごせる居場所
- ※4 **ゆうライン**…子ども家庭支援センターに設置した子どもと家庭に関する専用相談窓口
- ※5 **発達相談**…集団活動が苦手な3歳児から5歳児までを対象に実施する、生育等の聞き取りと発達検査、医療相談
- ※6 **地域教育連絡協議会**…地域の教育機能を高め、子どもたちの生活を豊かなものにし「生きる力」を育む環境の醸成を目指すことを目的とした組織
- ※7 **地域教育推進協議会**…就学前教育や小中学校の教育、また、子育て支援を含めた家庭・地域の教育などを、自らの課題として主体的に取り組む地域の実現を目指すため、中学校区を中心とした区域単位で設置する新たな教育・子育て支援組織
- ※8 **家庭教育フォーラム**…子育てや家庭教育に関わる地域団体が開催する、日頃の活動の中で抱える課題を解決し、よりよい取組みが展開されるよう、専門家等から助言を受けたり、相互に情報や意見交換を行い、スキルアップを図る学習の場
- ※9 **地域子育てネットワーク事業**…「出会い、ふれあい、支えあい」を合言葉に、地域の課題やニーズに合わせた講演会やまつり等の事業により世代を超えた区民の交流を図り、子育て家庭を支援する事業

## ② 地域における子育て・教育応援者の育成・支援

地域における子育て・教育を主体的に応援するための活動を行う区民・NPO等を育成するとともに、その自主的な活動の支援やスキルアップのための機会を提供することなどを通して、地域の子育て力・教育力の向上を図ります。

### 【主な取組み】

- ・すぎなみ地域大学<sup>\*1</sup>の子育て支援講座<sup>\*2</sup>の充実
- ・子育て支援者のスキルアップ研修<sup>\*3</sup>の実施

## (3) 乳幼児育成施設における就学前教育の充実のために

### ① 乳幼児育成施設におけるカリキュラムの充実

公立・私立を問わずすべての乳幼児育成施設で活用できるカリキュラムの充実を図り、就学前教育と小学校教育が円滑に接続していくことができる、切れ目のない学びを支援します。

### 【主な取組み】

- ・（仮称）幼保小連携カリキュラム<sup>\*4</sup>の策定・推進
- ・区立保育園保育実践方針<sup>\*5</sup>の推進
- ・区立子供園育成プログラム<sup>\*6</sup>の推進

※1 **すぎなみ地域大学**…地域活動に必要な知識・技術を学び、仲間を助け、区民自らが地域社会に貢献する人材、協働の担い手として活躍していくための仕組み

※2 **子育て支援講座**…地域の子どもたちを「地域で見守り育てていく」という視点にたって、児童館、保健センターの事業におけるボランティア活動や地域の子育て支援（子育て支援団体等）の活動をするために必要な知識や技術を学ぶ講座

※3 **子育て支援者のスキルアップ研修**…様々な場で子育て支援活動の担い手として主体的に活動できる人材を育成するため、すぎなみ地域大学で実施している子育て支援講座をより実践的な内容に工夫した研修

※4 **（仮称）幼保小連携カリキュラム**…子どもの発達や学びの連続性を踏まえた質の高い教育を行うことを目指して、就学前教育と小学校教育との連携を推進するためのカリキュラム

※5 **区立保育園保育実践方針**…区立保育園で実践してきた、乳幼児期の「生きる力、学ぶ喜び（好奇心・探究心・思考力）」を育む保育を体系化した保育実践方針。平成23年8月策定

※6 **区立子供園育成プログラム**…区独自の新たな幼保一体化施設として設置する子供園における教育・保育を実施するうえでの指針。平成22年2月策定

## ② 乳幼児育成施設の保育者の資質向上

就学前の子どもが質の高い就学前教育を受けられるよう、公立・私立の乳幼児育成施設が連携・協力して合同研修を実施するなど、就学前教育の担い手である乳幼児育成施設の保育者<sup>※1</sup>の資質の向上に取り組みます。

### 【主な取組み】

- ・心理職員による巡回指導の実施
- ・保育者研修の充実
- ・公立・私立保育者の合同研修の充実

## ③ 幼保小連携の推進

公立・私立を問わずすべての乳幼児育成施設と小学校の円滑な接続を目指し、小学校就学前の子どもと小学校児童の各種交流活動を充実するとともに、乳幼児育成施設の保育者と小学校の教員がそれぞれの教育・保育内容の相互理解と連携を深めることや、乳幼児育成施設と小学校の保護者同士の交流機会を充実することなどを通して、幼保小連携の取組みを推進します。

### 【主な取組み】

- ・幼保小連携教育の推進

## ④ 連続性のある特別支援教育<sup>※2</sup>の推進

乳幼児育成施設における保育者が、発達障害を含む特別支援教育に関する正しい理解と知識を深めていくとともに、特別支援教育に関する乳幼児育成施設での取組みを小学校・中学校における取組みに活かすなど、就学前から義務教育期間までの連続性のある特別支援教育を推進します。

※1 保育者…幼稚園教諭と保育士の総称

※2 特別支援教育…知的に遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を要するすべての子どもたち一人ひとりの教育的なニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な指導や支援を行う教育

#### 【主な取組み】

- ・ 特別支援教育の推進
- ・ 幼保小特別支援教育研修の充実

### ⑤ 幼保一体化の推進

保護者の就労形態に関わらず子どもを受け入れ、心身の発達段階に応じて就学前の教育・保育を一体的に実施する区立子供園を整備します。また、国の動向等を見据えながら、各々の乳幼児育成施設の実態等に応じて幼保一体化の取組みを推進します。

#### 【主な取組み】

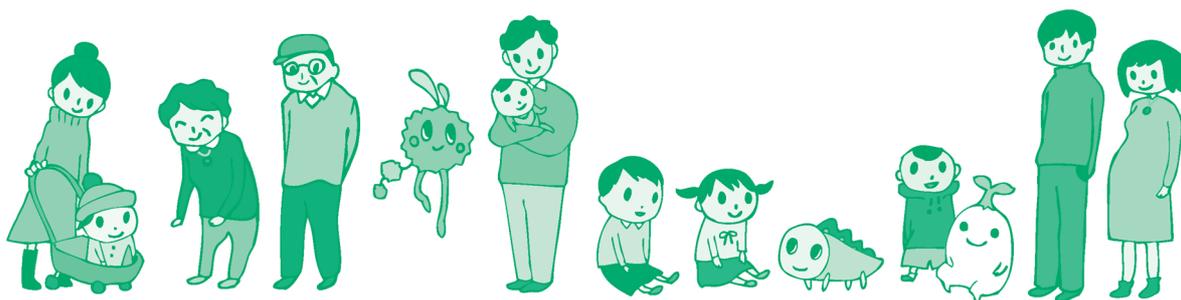
- ・ 区立子供園の整備
- ・ 私立幼稚園の預かり保育<sup>※1</sup>の推進



※1 私立幼稚園の預かり保育…私立幼稚園において、通常の教育時間終了後（開始前）に子どもを預かる保育

## VI 就学前教育の振興に向けて

- 杉並区における就学前教育を振興するためには、就学前教育の担い手である家庭、地域、公立・私立の乳幼児育成施設が、本指針の趣旨等を踏まえた上で、連携・協力を図りながら、それぞれの役割を主体的かつ積極的に果たしていくことが求められます。そのため、区は、これらの関係者に対して、本指針を広く周知し共感を得るとともに、今後とも就学前教育に関する情報共有等を図りながら、指針に基づく取組みを着実に進めていきます。
- また、区が、杉並区における就学前教育の振興を図るために必要なコーディネート機能等をしっかりと果たすためには、子ども・子育て施策全般を所管する区長部局と教育課程等を所管する教育委員会の連携を一層強化する必要があります。こうした認識から、平成24年度に教育委員会に就学前教育の専管組織<sup>※1</sup>を設置したところであり、就学前教育の振興に向け、これまで以上に組織横断的な取組みを進め、すべての子どもと子育て家庭を支援していきます。



※1 就学前教育の専管組織…杉並区立済美教育センター就学前教育担当



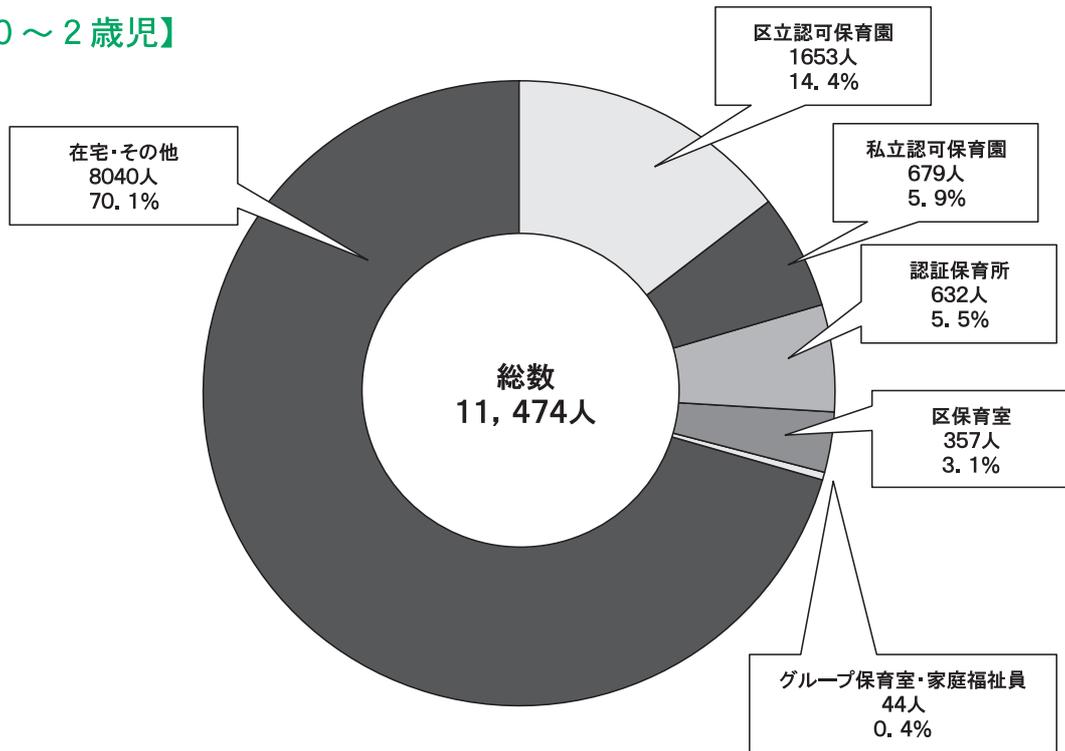
## 参 考 資 料

- 1 杉並区における乳幼児育成施設への就園状況（平成24年5月現在）
- 2 第43回 杉並区区民意向調査（平成23年5月実施）（抜粋）
- 3 杉並区教育ビジョン2012（平成24年3月策定）の全体像
- 4 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会委員名簿
- 5 杉並区就学前教育振興指針の検討経過
- 6 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会設置要綱

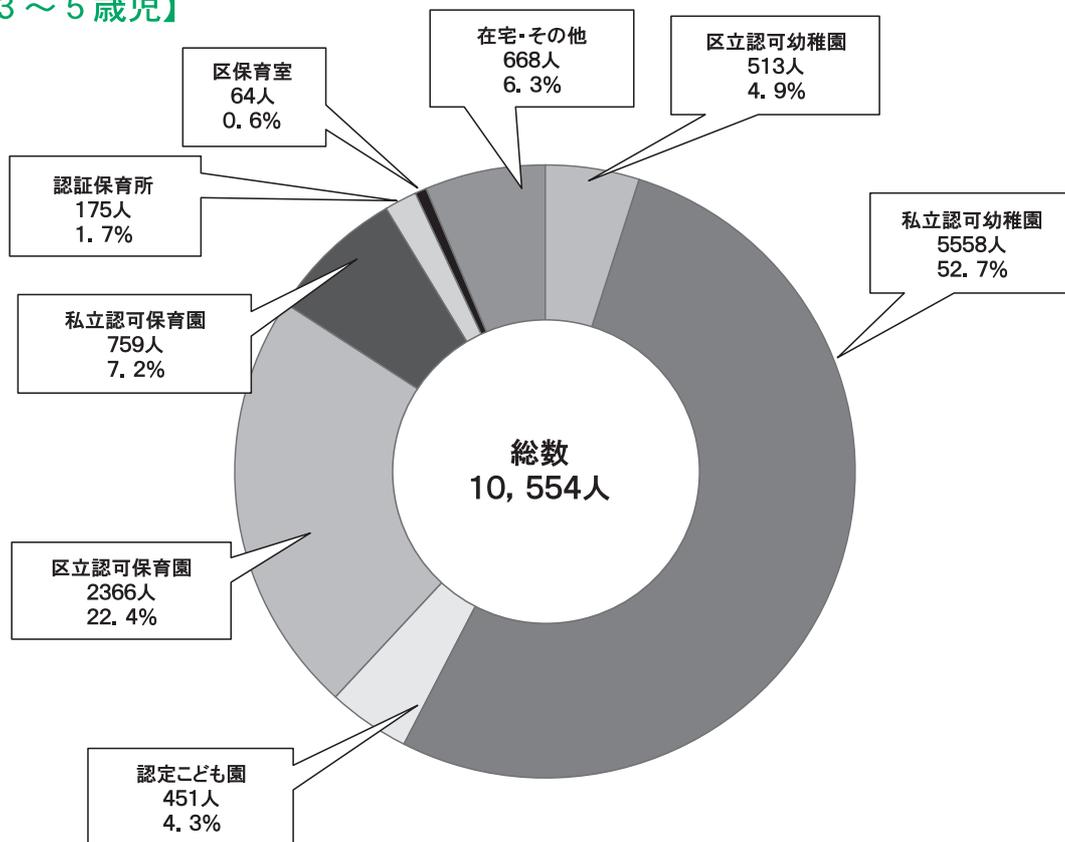


# 1 杉並区における乳幼児育成施設への就園状況（平成24年5月現在）

## 【0～2歳児】



## 【3～5歳児】



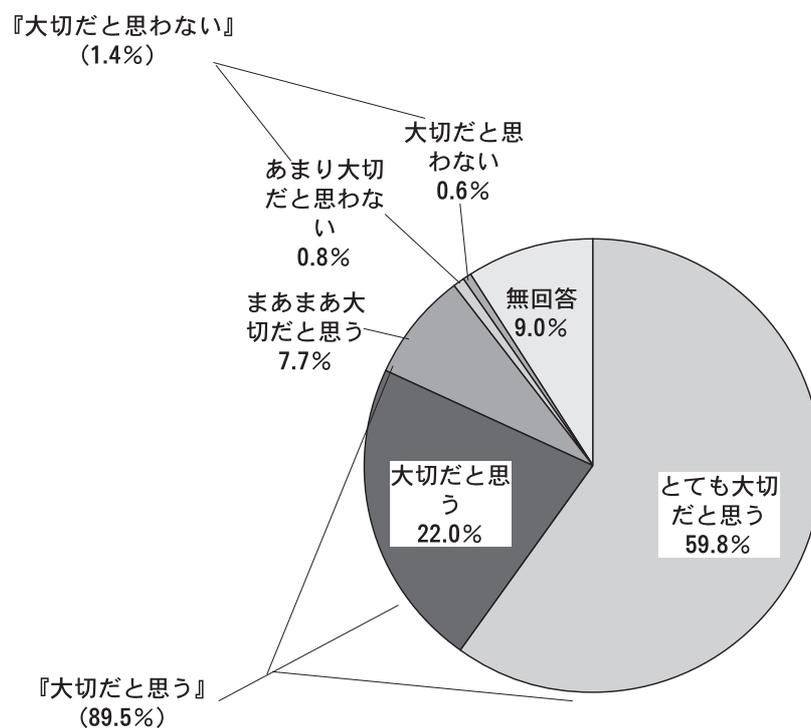
## 2 第43回 杉並区区民意向調査（平成23年5月実施）（抜粋）

- ・調査対象 満18歳以上の区民
- ・対象者 1,400人
- ・回収数(率) 1,088人 (77.7%)

### (1) 「就学前教育」の大切さ

問 乳幼児期は、心身の発育・発達が著しく、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期ですが、小学校入学までの子どもの教育・保育について、どのようにお考えですか。（○は1つだけ）

図 「就学前教育」の大切さ

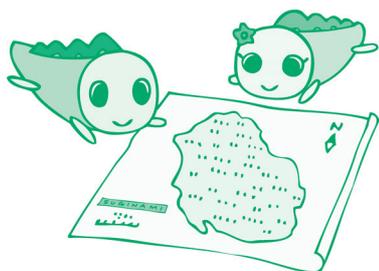
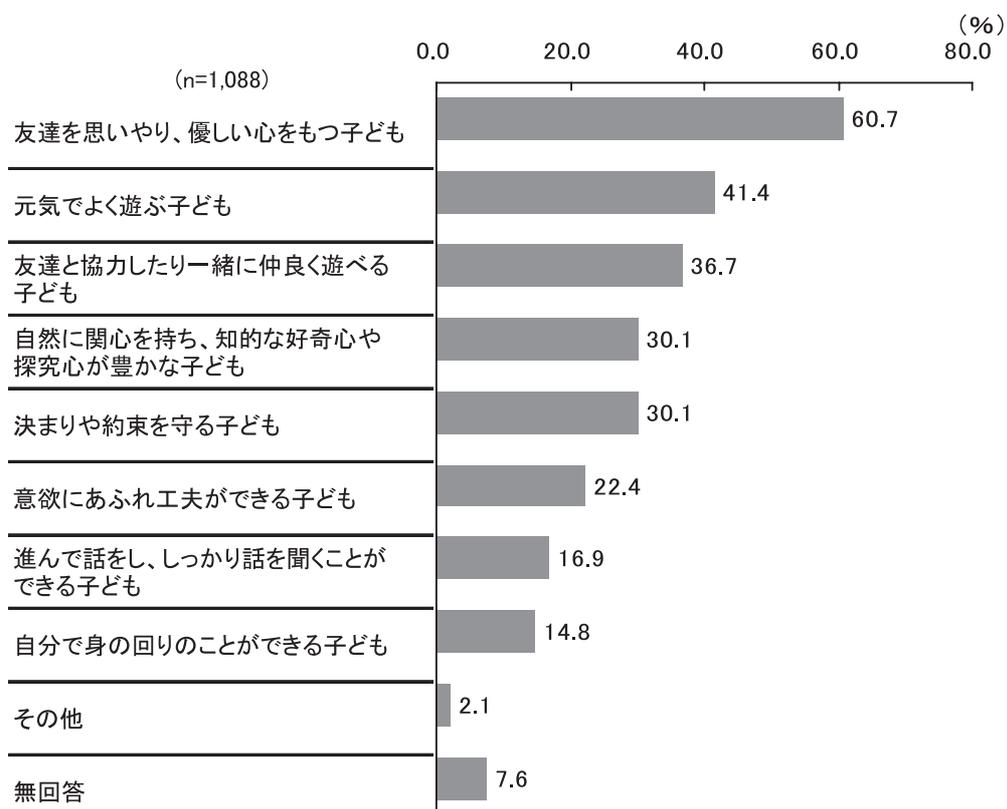


(n=1,088)

## (2) 子どもの成長に望まれること

問 杉並区の子どもは、これからどのように育ってほしいと思いますか。(〇は3つ以内)

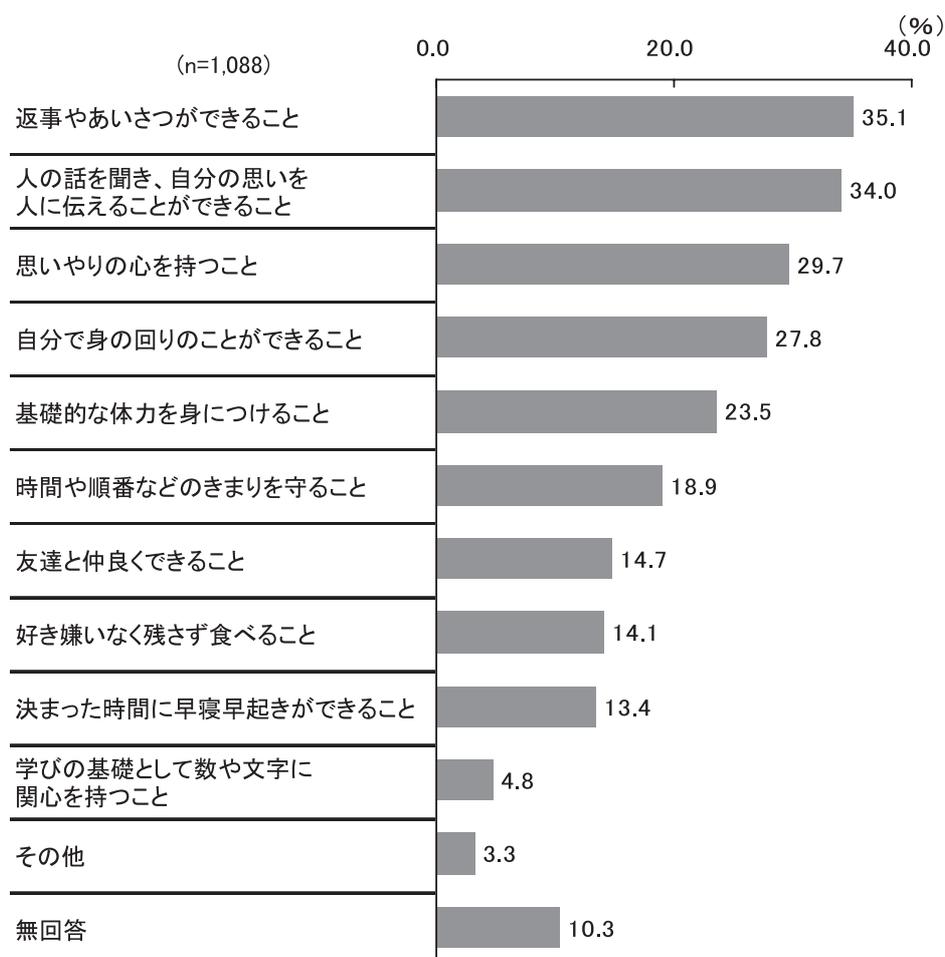
図 子どもの成長に望まれること



### (3) 就学前に身につけるべきことで不足しているもの

問 子どもが小学校入学までに身につけておくべきであるのに、実際には身につけ方が不足していると思うものは、次のうちどれですか。(○は3つ以内)

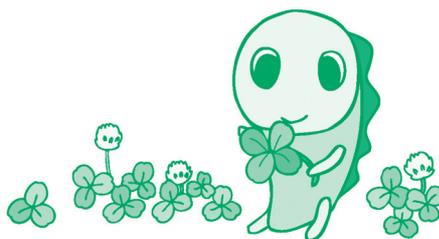
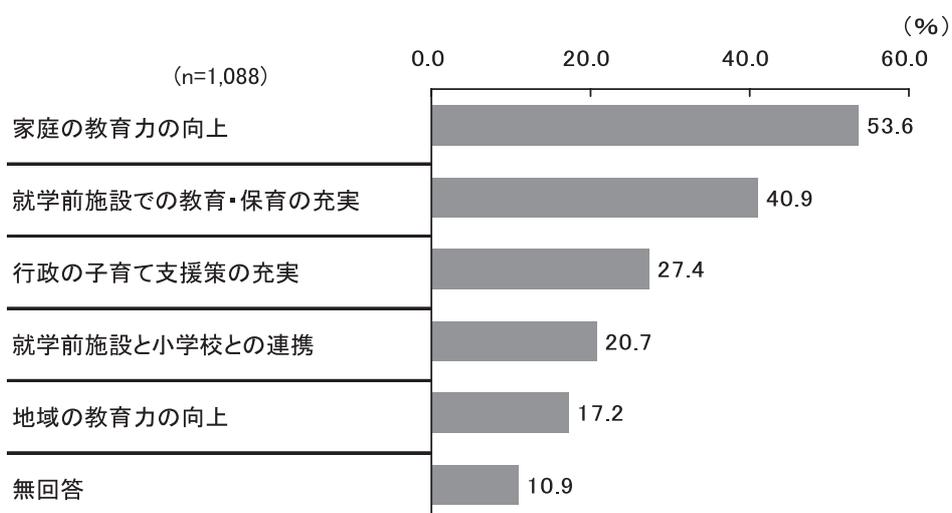
図 就学前に身につけるべきことで不足しているもの



#### (4) 就学前の育ちを支えるために必要なこと

問 小学校入学前までの子どもの育ちを支えるうえで、今後必要だと思うものは、次のうちどれですか。(〇はいくつでも)

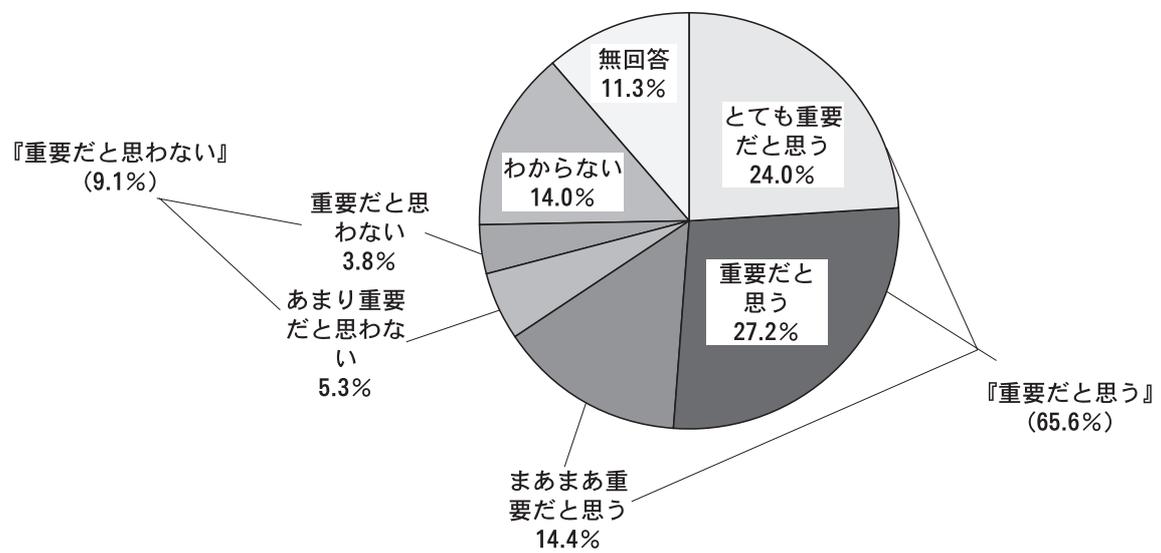
図 就学前の育ちを支えるために必要なこと



(5) 幼保一体化の取組みの重要さ

問 保護者の就労形態にかかわらず子どもを受け入れ、心身の発達段階に応じて就学前の教育・保育を一体的に行う、幼保一体化の取組みについて、どのようにお考えですか。  
(○は1つだけ)

図 幼保一体化の取組みの重要さ



(n=1,088)

### 3 杉並区教育ビジョン2012（平成24年3月策定）の全体像

#### 基本目標

今後10年を見据えた杉並の目指す教育

#### 共に学び共に支え共に創る杉並の教育

#### 目指す人間像

- 夢に向かい、志をもって、自らの道を拓く人
- 「かかわり」を大切にし、地域・社会・自然と共に生きる人

#### 【育みたい力】

- 1 自分の持ち味を見つけ、自ら学び、考え、判断し、行動する力
- 2 変化の時代をとらえ、たくましく生きる心と体の力
- 3 豊かな感性をもち、感動を分かちあう力
- 4 他者の存在を認め、多様な関係を結ぶ力
- 5 持続可能な社会を目指し、次代を共に支えていく力

#### 目標達成に向けた取組みの視点

基盤づくりから質の向上へ

- 1 「学び」と「循環」の重視
- 2 「連続性」と「きめ細かさ」の重視
- 3 「かかわり」と「つながり」の重視

#### 取組みの方向

- 1 子どもの豊かな人間性を育てる、より質の高い学校づくりを進めます
- 2 家庭・地域・学校のつながりを重視した、共に支える教育を進めます
- 3 地域と共に歩む「新たな公共空間」としての教育基盤を整えます
- 4 生涯にわたる豊かな学びや文化・スポーツ活動等を通じ、誰もが輝く地域づくりを進めます

#### 4 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会委員名簿

	氏 名	所 属 ・ 職	備 考
1	森 仁 司	保健福祉部子ども家庭担当部長	委員長 ～H24.3.31
	徳 嵩 淳 一	保健福祉部子ども家庭担当部長	委員長 H24.4.1～
2	吉 田 順 之	教育委員会事務局次長	副委員長
3	田 中 哲	教育委員会事務局参事	H24.4.1～H24.8.9
4	高 橋 幸 生	保健福祉部子育て支援課長	～H24.3.31
	原 田 洋 一	保健福祉部子育て支援課長	H24.4.1～
5	小 松 由美子	保健福祉部子ども家庭支援担当課長	H24.4.1～
6	渡 辺 幸 一	保健福祉部保育課長	～H24.3.31
	出 保 裕 次	保健福祉部保育課長	H24.4.1～
7	正 田 智枝子	保健福祉部子供園担当課長	
8	寺 井 茂 樹	保健福祉部副参事（子供園担当）	H23.4.1～
9	後 藤 行 雄	保健福祉部児童青少年課長	～H24.3.31
	伊 藤 宗 敏	保健福祉部児童青少年課長	H24.4.1～
10	宮 本 謙 一	杉並区立高井戸保健センター所長	H24.4.1～
11	北 風 進	教育委員会事務局庶務課長	
12	日 暮 修 通	教育委員会事務局学務課長	
13	田 中 稔	杉並区立済美教育センター統括指導主事 杉並区立済美教育センター所長	～H23.3.31 H24.4.1～
14	飯 塚 善 行	杉並区立済美教育センター統括指導主事	H23.4.1～H24.3.31
	出 町 桜一郎	杉並区立済美教育センター統括指導主事	H24.4.1～
15	大 澤 聖 隆	区内私立幼稚園代表（世尊院幼稚園長）	
16	澤 津 弘	区内私立保育園代表（杉並の家保育園長）	
17	倉 澤 昭	杉並区立桃井第三小学校長	
18	小 堂 十	杉並区立久我山小学校長	
19	中 島 豊	杉並区立天沼小学校長	

20	中村 まゆみ	杉並区立成田西幼稚園副園長	～H23.3.31
	藤川 ゆり	杉並区立高井戸西幼稚園副園長 杉並区立下高井戸子供園副園長	H23.4.1～H24.3.31 H24.4.1～
21	酒井 啓子	杉並区立阿佐谷北保育園長	～H24.3.31
	奥田 恵子	杉並区立井草保育園長	H24.4.1～
22	島田 恵子	保健福祉部保育課指導係長	～H23.3.31
	萩原 康子	保健福祉部保育課指導係長	H23.4.1～
23	神保 宏子	杉並区立高井戸保健センター保健指導担当係長	
24	勝野 高好	環境部環境課活動推進係長	
25	稲葉 美賀子	杉並区立堀ノ内子供園	

#### 事務局

	氏名	所属・職	備考
1	加藤 康弘	杉並区立済美教育センター指導主事	
2	片岡 忠	杉並区立済美教育センター就学前教育担当係長	H24.4.1～
3	古谷 哲	教育委員会事務局学務課学事係長	～H24.3.31
4	松井 保利	保健福祉部保育課管理係長	～H24.3.31
	高林 典生	保健福祉部保育課管理係長	H24.4.1～
5	笠 洋一	保健福祉部保育課子供園担当係長	～H23.3.31
	齊藤 利昭	保健福祉部保育課子供園担当係長	H23.4.1～

## 5 杉並区就学前教育振興指針の検討経過

回次	開催日	主な議事
第1回	平成22年11月12日	○委員委嘱 ○検討委員会設置の趣旨について
第2回	平成22年12月21日	○就学前施設についての課題の整理
第3回	平成23年2月2日	○在宅家庭についての課題の整理
第4回	平成23年4月27日	○子どもについての課題の整理
第5回	平成23年6月3日	○就学前教育をめぐる課題整理のまとめ ○育てほしい子ども像について
第6回	平成23年7月11日	○育てほしい子ども像について ○必要な支援の今後の方向性について
第7回	平成23年8月29日	○育てほしい子ども像について ○子ども・子育てに対する今後の支援の方向について
第8回	平成23年10月28日	○ビジョンの位置づけ、構成・目的の検討について
第9回	平成23年12月9日	○家庭教育の意義、役割について ○施策の方向性・取組み等について
第10回	平成24年2月6日	○（仮称）就学前教育振興ビジョン骨子について
第11回	平成24年5月29日	○就学前教育振興指針（案）について
第12回	平成24年8月23日	○就学前教育振興指針（案）の修正について

## 6 杉並区就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会設置要綱

平成22年10月29日

杉並第 39555 号

改正 平成23年 4月19日杉並第3985号

改正 平成24年 5月21日杉並第9620号

(設置)

第1条 杉並区における就学前の幼児教育・保育の総合的な展開に向けた指針等を検討するため、就学前教育振興ビジョンに関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 0歳児から就学前の幼児の育成に関すること。
- (2) 就学前施設と学校との連携等に関すること。
- (3) 家庭や地域社会の教育力の向上に関すること。
- (4) 公私等の役割分担に関すること。
- (5) その他就学前の幼児教育・保育に関する必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

(委員長)

第4条 委員長は、保健福祉部子ども家庭担当部長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の事務を統括する。

(副委員長)

第5条 副委員長は、教育委員会事務局次長とする。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き又は説明を求めることができる。

(幹事会)

第7条

委員会に幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、委員会の事務を補佐するとともに、委員会の指示する事項を検討する。

3 幹事会は、次の職にある者をもって構成する。

- (1) 幹事長 保健福祉部保育課長
- (2) 副幹事長  
杉並区立済美教育センター統括指導主事
- (3) 幹事  
保健福祉部子育て支援課長

保健福祉部子ども家庭支援担当課長

保健福祉部子供園担当課長

保健福祉部副参事（子供園担当）

教育委員会事務局庶務課長

教育委員会事務局学務課長

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部保育課、済美教育センターにおいて処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年10月29日から施行する。

附 則（平成23年4月19日杉並第3985号）

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年5月21日杉並第9620号）

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

### 別表（第3条関係）

保健福祉部子ども家庭担当部長
教育委員会事務局次長
保健福祉部子育て支援課長
保健福祉部子ども家庭支援担当課長
保健福祉部保育課長
保健福祉部子供園担当課長
保健福祉部副参事（子供園担当）
保健福祉部児童青少年課長
杉並区立高井戸保健センター所長
教育委員会事務局庶務課長
教育委員会事務局学務課長
杉並区立済美教育センター所長
杉並区立済美教育センター統括指導主事
杉並区立桃井第三小学校長
杉並区立久我山小学校長
杉並区立天沼小学校長

杉並区立下高井戸子供園副園長
保健福祉部保育課指導係長
杉並区立井草保育園園長
杉並区立高井戸保健センター保健指導担当係長
区内私立幼稚園代表
区内私立保育園代表
その他委員長が指名する者



## 杉並区就学前教育振興指針

登録印刷物番号

平成24年11月発行

24 — 0113

編集・発行 杉並区保健福祉部保育課

〒166 - 8570 杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

電話 03 - 3312 - 2111 (代表)

杉並区立済美教育センター

〒166 - 0013 杉並区堀ノ内二丁目5番26号

電話 03 - 3311 - 0021

支えあい共につくる

安全で活力あるみどりの住宅都市 杉並